

議案第1号

大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例案

大阪市事務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条都市整備局の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 建築分野における技術的事項の総括に関する事項

第2条建設局の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 土木分野における技術的事項の総括に関する事項

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

技術的事項に係る所属横断的な取組を効果的に推進するため、建築分野及び土木分野における技術的事項の総括に関する事項を、それぞれ都市整備局及び建設局の事務とするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市事務分掌条例 (抄)

第2条 前条に掲げる組織等の分掌する事務は、次のとおりとする。

省 略

都市整備局

(1) 建築分野における技術的事項の総括に関する事項

(1) - (3) 省 略

(2) (4)

建 設 局

(1) 土木分野における技術的事項の総括に関する事項

(1) - (2) 省 略

(2) (3)

省 略